

2. 基本的方向と具体的取組み

基本的方向7 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

男女が多様な生き方、働き方を選択できるよう、保育所の待機児童解消の取組みや介護の居宅・施設サービスの充実など育児・介護の支援基盤の整備を進めていきます。

女性が保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等男女共同参画に関連する諸制度について市民の理解を深めるため広報・周知を行います。

男女共同参画の視点に立ち、男女それぞれの悩み等の相談体制を充実するとともに、相談窓口の認知度向上に向け広報・周知を積極的に行っていきます。

<具体的取組み>

(1) 男女の多様な選択を可能にする育児・介護の支援基盤の整備

多様な保育ニーズへの対応

<ul style="list-style-type: none"> ・ 変動する保育ニーズへ柔軟に対応するため、保育所の整備（認定こども園含む）や小規模保育等を増やすことにより入所枠の確保を図ります。 ・ 病児・病後児保育、一時預かり、夜間保育など多様な保育サービスを行います。 ・ 緊急時などに、就業の有無にかかわらず子どもを預けられる仕組みなど、子育て家庭を支援します。 	<p>こども青少年局</p>
---	----------------

地域での子育て支援

<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な地域での子育てに関する幅広い相談や支援体制を充実します。 ・ 子育てに関する情報提供の充実や、保護者や子ども同士の交流機会を提供します。 ・ 平日の放課後・土曜日・長期休業中などに、児童の居場所を提供するとともに遊びやスポーツなどの活動を行い、児童の健全な育成を図ります。 ・ すべての子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず、質の高い幼児教育を受けることが必要であり、子どもの教育費無償化を図ります。 ・ すべての子どもたちが安心して医療を受けることができるよう、経済的負担を軽減するため、こども医療費助成の拡充を図ります。 	<p>こども青少年局 教育委員会 区・市民局</p>
---	------------------------------------

子育てしやすい環境整備

<ul style="list-style-type: none"> 駅やショッピングセンター等において、妊婦や親子連れの方などが利用しやすく、安心して外出できるよう、トイレ等のベビーシート、授乳室、おむつ交換場所等の環境整備を進めます。 	都市整備局 建設局 交通局 区・全局
--	-----------------------------

介護サービスの充実

<ul style="list-style-type: none"> 居宅・施設サービス等介護の支援基盤の充実を図り、特に特別養護老人ホームについては、必要性・緊急性の高い方が概ね1年以内に入所可能となるよう計画的に整備します。 誰もが住み慣れた地域で安心して生きがいのある暮らしができるよう、地域包括ケア体制を構築します。今後とも増加が見込まれている認知症高齢者及び家族への支援を進めます。 介護サービス基盤を充実するとともに、介護人材の確保を支援します。 地域包括支援センター等の相談・支援体制を充実し、介護する家族の不安、悩みに対応し負担の軽減を図ります。 	福祉局
---	-----

<活動指標>

(1)	保育所等入所枠確保数	平成 27～31 年		大阪市こども・子育て支援計画
		平成 27 年	平成 31 年	
(1)	一時預かり事業	984,059 人/日	990,595 人/日	大阪市こども・子育て支援計画
(1) -	地域子育て支援拠点事業	102 ヶ所	129 ヶ所	大阪市こども・子育て支援計画
(1) -	児童いきいき放課後事業及び留守家庭児童対策事業利用児童数	68,840 人	38,143 人	大阪市こども・子育て支援計画
(1) -	介護保険サービス量 ア 訪問介護サービス イ 通所介護サービス ウ 特別養護老人ホーム	平成 27 年 ア 275,583 回/週 イ 61,834 回/週 ウ 10,838 人	平成 29 年 ア 252,036 回/週 イ 58,116 回/週 ウ 13,600 人	大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(2) 相談体制の充実及び関連制度の理解促進

相談体制の充実・認知度の向上

<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性のさまざまな悩みにかかる女性総合相談、及び、男性相談員による男性の悩み相談、教育に関する相談などの相談体制の充実を図ります。 ・ 市民に、相談窓口を身近に利用していただけるよう、「どのような相談を受けることができるのか」「どのように対応してくれるのか」といった相談事例や相談内容等の情報も発信しながら、窓口の広報・周知に努めます。 	区 市民局 教育委員会
--	-------------------

法令・制度の理解促進

<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画に関連の深い法令、また大阪市の条例・基本計画等について、市民にわかりやすく、その内容について広報・周知に努めます。 	市民局
---	-----

<活動指標>

(2) -	相談窓口についての認知度向上のための啓発 (ホームページ・情報誌・男女共同参画センターイベント等活用した啓発回数)	平成 27 年	平成 28 ~ 32 年	市民局調べ
		年 18 回	年 20 回以上	

<参考指標>

(2) -	女性の悩み相談件数	平成 27 年		市民局調べ
		15,786 件		

基本的方向 8 男女共同参画を推進する教育・啓発の充実

男女共同参画社会を実現していくうえで、男女が互いに人権を尊重しつつ対等な立場で責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる社会を実現することが当たり前だという考え方を深く根付かせることが重要です。男女がともに仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自ら希望に沿った形で展開できるよう、男女平等、男女共同参画についての理解促進や固定的な性別役割分担意識の解消等を図るなど、学校、職場、地域等であらゆる機会を通じて教育・啓発活動を展開します。

暮らしやすい活力ある地域社会をつくっていくためには、男女ともに地域活動へ参画することが必要です。男女がともに職業生活と家庭生活との両立を図り、地域活動にも参加することができる環境づくりを進める必要があります。

そうしたなかでも、男性中心型の労働慣行を見直し、男性が自ら家事・育児・介護や地域活動に参画できるよう、男性の意識改革を図ります。また、若い世代に対しても、主体的に生き方、働き方を選択できるよう、多様な働き方や仕事と家庭の両立について考える機会を提供していきます。

既存のメディアに加え、近年、普及が著しいインターネットやSNS等を通じて流れるさまざまな情報を男女共同参画の視点から適切な表現かどうか判断し発信する能力を身につけるよう啓発を行います。

< 具体的取組み >

(1) 男女平等、男女共同参画の理解促進

学校・地域、企業での教育・啓発を通じた男女平等・男女共同参画意識の醸成

<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校における教育活動全体を通して、男女平等教育を推進します。 ・ 男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動、地域イベント等のさまざまな機会を活用し、男女共同参画の意義、重要性についての理解を促進するため、地域団体等と連携しつつ啓発活動を行います。 ・ 男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、各種啓発事業を実施します。 ・ 地域や企業に出向いて、男女共同参画の視点から身近な課題を取り上げた講座を実施します。 ・ 地域・家庭において、生涯学習の一環として、男女共同参画について学習する機会を提供します。 ・ ワーク・ライフ・バランス推進の意義、重要性が広く社会的に認められるよう、官民連携・協働してキャンペーンを展開します。 	<p>全区 市民局 教育委員会</p>
---	-----------------------------

男女共同参画や女性の活躍促進にかかる情報発信

<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページや SNS をはじめ、情報誌、ポスター・チラシ等さまざまな広報媒体を活用して、男女共同参画の意義、重要性について広く情報発信します。 ・ 大阪市が実施する女性活躍促進の取り組みや成果等を「見える化」し、効果的な情報発信を進めます。 	区・市民局
--	-------

男女共同参画推進に向けた調査・研究の実施

<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や雇用の場における男女共同参画意識の変化や動向を把握するため、市民、企業意識の状況を調査するとともに、男女共同参画推進施策の調査・研究を行い、その結果を効果的な施策実施に活かしていきます。 ・ 男女共同参画にかかわる統計情報を収集・整備し、市民等へ提供します。 	市民局
---	-----

<活動指標>

(1) -	男女共同参画センターにおける講座・セミナー数	平成 27 年 178 講座	平成 28～32 年 年 150 講座(各館 30 講座)以上	市民局調べ
(1) - (再掲)	「ワーク・ライフ・バランス」の意義、重要性についての啓発 (情報誌、ホームページ等の活用やさまざまな団体と連携した啓発回数)	平成 28 年 9 回	平成 29～32 年 年 9 回以上	市民局調べ

(2) 男女がともに地域活動に参加するための意識啓発

地域活動への参加を促す情報発信・相談

<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域でどのような活動が行われているか、どのようにすれば参加できるのか等地域活動情報を発信します。 ・ 組織づくりや運営、活動に関すること、活動のネットワークを広げていくことなど市民活動や社会貢献活動に関する相談窓口について広報・周知を行い、地域活動への参加を促します。 ・ リタイア層が就労の場等で培ったスキルやノウハウを活かせよう、地域活動への参画を促す取り組みを行います。 	全区 市民局 福祉局 こども青少年局 教育委員会
--	--------------------------------------

地域で活動する市民・団体の支援

<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で活動する市民を育成し、さまざまな分野での活動を促進します。 ・ 市内に活動拠点を有するグループ・団体を対象として、活動の場を提供するなど学習活動や市民向け事業及び研究活動への支援を行います。 	市民局 経済戦略局 教育委員会
---	-----------------------

仕事と家庭生活・地域活動の両立

<ul style="list-style-type: none"> ・ ワーク・ライフ・バランス推進の啓発を通じて、男女ともに地域活動への積極的な参加を呼びかけます。 ・ 地域活動を平日昼間だけでなく、夜間休日等を実施するなど、多様な住民が参加しやすい活動のあり方を提示します。 	市民局
--	-----

(3) 男性の意識改革の促進

男性を対象とした固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発

<ul style="list-style-type: none"> ・ 男性は仕事、女性は家庭を中心とすべきであるといった固定的な性別役割分担意識の解消に向け、さまざまな広報媒体や機会を活用して、啓発を進めます。 ・ 地域社会において男性がリーダーを務め女性は補佐的役割でよいといった考え方を解消し、男女がともに地域活動を担っていくことの重要性についての啓発を進めます。 	市民局
--	-----

男性の家庭生活や地域活動への参画の促進

<ul style="list-style-type: none"> ・ ワーク・ライフ・バランス推進の啓発とあわせ、男性が仕事と両立しながら家事や育児・介護、地域活動を行うことが社会的に評価されることをアピールします。 ・ 家事育児・介護等に男性も積極的に参画するよう、「イクメン」「カジダン」というキャッチフレーズや自ら行動を確認するイクメン・チェックシート等も活用しながら、男女共同参画センターの事業や地域のイベント等を通して啓発に取り組みます。 ・ 男性自身の意識だけではなく、男性が家事や育児、介護等に参画することに対する周囲（家族、地域、職場等）の理解を深め、男性がそれらの活動に前向きに参画できるよう、必要な広報・啓発等を行います。 ・ これまで地域とのつながりが希薄であった男性がリタイア等をきっかけに地域活動に参画することを促す取組みを行います。 	全区 市民局 こども青少年局
--	----------------------

<活動指標>

(3) -	男性の意識啓発に向けたイベント等の参加者アンケートで、「男性も仕事と家庭を両立させ、家事・育児等に参画する必要がある」と答えた男性の割合		平成 32 年	市民局調べ
		—	70%以上	

(4) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

多様な生き方・働き方を学び可能性を広げる学習機会の提供

<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校において、職業講話・職場体験等の実施を通し、職業観・勤労観等を育成するキャリア教育を進めます。 ・ 中学・高校生を対象に、主体的に人生をプランニングし、考えを広げ、可能性を引き出すことを目的とした体験型指導プログラムを各学校で活用するよう促します。 ・ 一人ひとりの個性と能力の発揮に向けて、男女共同参画の視点に立った進路指導・生徒指導を推進します。 ・ 自立に向けたさまざまな体験を重ね、子どもが「生きる力」の基礎を身につけるよう取り組みます。 ・ 男女にかかわらず、幼いころから科学技術の魅力に接する機会を提供するとともに、固定的な性別役割分担による考え方にとらわれることなく、理工系分野等女性の参画が進んでいない分野においても活躍の機会があることへの理解を深めます。 	市民局 こども青少年局 教育委員会
--	-------------------------

これから就職する若者に対する意識啓発

<ul style="list-style-type: none"> ・ これから就職しようとする若者に対し、大学等との連携を図りつつ、社会人との交流等を通じて、多様な働き方や仕事と家庭を両立すること等の意義について考えてもらう機会を提供し、自分にあった生き方、働き方を主体的に選択していくことを促します。 	市民局
--	-----

生涯学習の機会の充実

<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯にわたり男女がともに個性と能力を発揮し、多様な働き方を選択ができるよう、生涯学習関連施設において、キャリアアップ等に向けたさまざまな学習機会を提供します。 	教育委員会
---	-------

<活動指標>

(4) -	大学生を対象とした啓発事業等の参加者アンケートで、「多様な働き方や仕事と家庭を両立させることの重要性について認識できた」と回答した人の割合		平成 32 年	市民局調べ
		—	70%以上	

<参考指標>

(3) - (4) -	男性と女性のそれぞれについて「仕事と家庭生活・地域活動の関係において両立させるのが望ましい」と回答した市民 男性のありかた 女性のありかた	平成 26 年	—	大阪市世論調査
		男性の回答:23.8% 女性の回答:23.1% 20 歳代の回答:35.5% 男性の回答:33.6% 女性の回答:36.1% 20 歳代の回答:41.8%		

(5) 男女共同参画の視点をふまえた情報発信

男女共同参画の視点からの適切な行政広報・情報発信の推進

・ 大阪市において、女性の人権、男女共同参画の視点から適切な広報・情報発信を推進します。	市民局
--	-----

男女共同参画の視点をふまえた表現等の推進

<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存のメディアに加え、近年、普及が著しいインターネットや SNS 等を通じて流れるさまざまな情報を、女性の人権、男女共同参画の視点から適切な表現かどうか判断する能力、また適切な情報を発信する能力を身につけるよう、メディア・リテラシー向上に向けた啓発を行います。 ・ 国や大阪府と連携して、各種メディアにおいて女性の人権、男女共同参画の視点をふまえた表現を行うよう働きかけを行います。 	市民局 教育委員会
--	--------------

<活動指標>

(5) (再掲)	男女共同参画センターにおける講座・セミナー数	平成 27 年	平成 28 ~ 32 年	市民局調べ
		年 178 講座	年 150 講座(各館 30 講座)以上	

基本的方向 9 男女共同参画の視点に立った防災・減災対策

今後、南海トラフ巨大地震等の発生も懸念されるところであり、地域防災計画の推進や地域防災活動においては、男女共同参画の視点を反映した取組みを進めていきます。

そのためにも、地域防災活動への女性の参画について地域の理解が深まるよう引き続き啓発を行い、地域防災活動に中心的な役割を果たす女性の参画を促します。

< 具体的取組み >

(1) 男女共同参画の視点をふまえた地域防災の推進

市地域防災計画における女性の参画拡大

<ul style="list-style-type: none"> 大阪市防災会議における女性委員の比率を引き続き高めていきます。 	危機管理室 市民局
---	--------------

地域防災活動への女性の参画

<ul style="list-style-type: none"> 地域防災活動、特に避難所運営などに女性の視点を入れることや、そのためには女性の参画が必要であることについて地域を対象としたセミナーや防災訓練等の場を通じて引き続き情報提供・啓発を行います。 地域防災活動の企画・実施に中心的な役割を果たす担い手として女性の参画を促進します。 	危機管理室 消防局 区・市民局
---	-----------------------

男女共同参画センターを活用した地域防災の取組みの強化

<ul style="list-style-type: none"> 平常時に地域の防災を担う女性の人材育成や、男女共同参画の視点をふまえた防災・減災の重要性について啓発を行います。 避難所での女性に配慮した対応等にかかる相談窓口の設置など、センターが男女共同参画の視点からの地域防災について担うべき役割や取組みについて検討を進めます。 	市民局
--	-----

< 活動指標 >

(1) -	防災に関する講座・セミナー等において地域防災活動に女性の参画が必要だと思ふ参加者の割合	平成 27 年	平成 32 年	市民局調べ
		71.2%	80%以上	

基本的方向 10 国際社会と協調した取組みの推進

男女共同参画の推進が国際社会における取組みと密接に関係することから、男女共同参画に関する海外の動向、各国の取組み等の情報を収集し、分かりやすく市民へ情報提供します。

また、国際的な取組みについても市民に紹介・情報発信を行い、国際協調のもと男女共同参画の取組みを進めていきます。

< 具体的取組み >

(1) 男女共同参画にかかる国際的取組みの情報発信

国際的な動きをふまえた市民への情報発信

<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市の国際交流の取組みとも連携し、男女共同参画に関する海外の動向、各国の取組み等の情報を収集し、分かりやすく市民へ情報提供します。 ・ 世界女性会議や国際女性デー等国際的な取組みの紹介、情報発信を行うなど、国際協調のもと男女共同参画の取組みを進めます。 	市民局
--	-----

< 活動指標 >

(1) -	国際的な取組みの紹介・情報発信回数 (ホームページ・情報誌・イベント等を活用した発信回数)	平成 27 年	平成 28 ~ 32 年	市民局調べ
		4 件	年 4 回以上	

第4章 重点的取組み

第3章で掲げた3つの施策分野にわたり実施する広範な取組みのうち、女性の活躍促進については、平成26年11月に「大阪市女性の活躍促進アクションプラン」を策定し大阪市の重点施策として職場・地域での女性活躍の環境づくりに取り組んできたところですが、「女性活躍推進法」の全面施行（平成28年4月）をステップとして国をあげて取り組んでいるなか、大阪市としても、女性の活躍促進の取組みをさらに加速化し、着実に成果をあげていく必要があります。また、女性の活躍促進は、本計画がめざす、男女ともにその個性と能力を發揮し多様な生き方、働き方を選択して豊かに暮らせる社会の実現につながるとともに、「大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成28年3月策定）の基本目標である「若者・女性が活躍できる社会をつくる」重要施策として、活力ある大阪の実現にも寄与するものです。

こうしたことから、「大阪市女性の活躍促進アクションプラン」を継承し、女性の活躍促進を、本計画期間において重点的に取り組む課題・テーマとして位置づけるとともに、女性の活躍促進の取組みのなかでも、大阪の現状や地域性をふまえ、とりわけ重要性・波及性の高い以下の5つの取組みを「重点的取組み」として設定し、集中的・効果的に推進を図ります。

女性の登用、働きやすい職場づくりに取り組む中小企業等への支援
女性の就業支援
地域で活躍する女性の支援
保育サービスの充実
仕事と家庭の両立に向けた意識改革の推進

女性の登用、働きやすい職場づくりに取り組む中小企業等への支援

<ねらい・内容>

- 大阪市においては、中小企業の事業所数、従業員数は、政令指定都市において一番多い状況にあります。そうした中小企業において、女性が継続就労し、能力と意欲に応じて登用され、いきいきと活躍できるようにしていくことは、優秀な人材の確保や組織の活性化、生産性の向上など、企業の発展に寄与するとともに、ひいては活力ある大阪の実現にもつながると考えます。
- 「女性活躍推進法」では、従業員 301 人以上の企業に事業主行動計画の策定が義務づけられており、従業員数 300 人以下の企業は自主努力に委ねることとなっていますが、大阪市としては、特に中小企業を対象とし、女性の登用、働きやすい職場づくりの取組みが進むよう、中小企業のニーズや課題を把握し、経営者の意識改革、実際の取組みに必要な情報・ノウハウの提供など、実情に即したきめの細かい支援を進めていきます。

<主な取組み>

- ・ 大企業に比べ、女性の登用や女性が活躍し続けられる職場づくりが進んでいない中小企業の取組みにおける課題や支援ニーズ等を把握する調査を実施します。
- ・ 経済団体と連携し中小企業の経営層を対象としたセミナー・研修会を開催するなど、職場環境整備を促進します。
- ・ 認証事業を拡充し、女性が働きやすい職場づくりを進めようとしている意欲的な中小企業を認証・PRするとともに、取組みの向上に向け、各企業のニーズ、状況をふまえた情報・ノウハウ提供等の支援を行います。
- ・ 認証企業など、先進的な取組みを行いモデルともなる中小企業の取組みの好事例を積極的に情報発信します。
- ・ 各種就職イベントにおいて、女性が働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる中小企業を紹介する場を設けるなど、優秀な人材が確保できるよう支援を行います。

<活動指標>

女性活躍促進の取組みについて支援を行った中小企業等の数	平成 28 年	平成 29 ~ 32 年	市民局調べ
	—	400 件以上	

女性の就業支援

<ねらい・内容>

- 大阪の女性の就業状況をみると、全国に比べ、結婚・出産・子育て等を理由に離職する、いわゆる M 字型カーブの谷が深く、現状では働いていないが就業を希望する非常に多くの女性が存在しています。
- そうした現在潜在化している女性の大きな力を引き出し、女性が多様な働き方を選択して職場でその能力を存分に発揮し活躍できるようにしていくことは、女性自身の自己実現だけでなく、現役世代の経済的な生活基盤の安定や、社会全体の活力の底上げにもつながります。
- 働くことへの意欲のある女性に対し、個々のニーズ・状況をふまえ、就職に向けた意識づけや相談・カウンセリングから、キャリアアップ支援、育児等と両立できる仕事の紹介及び保育情報の提供まで、きめ細かなトータルサポートを実施していきます。

<主な取組み>

- ・ 「しごと情報ひろば」において、ワンストップの総合相談窓口として個々の状況に応じたきめ細かな相談・カウンセリングから就職までのトータルな支援を行います。
- ・ 未就業の女性に対し、継続して働くことについて意識づけを行うセミナー・講座を開催するとともに、認証企業をはじめ、女性が働き続けられる職場環境づくりに積極的に取り組む企業とのマッチング機会を提供します。
- ・ 出産・育児等により離職した再就職希望者に対し、再就職の不安を解消するための講座や交流会を開催するとともに、自分に合った仕事選びのサポートと、保育サービス・子育て支援情報の提供を一体的に行います。

<活動指標>

	平成 27 年	平成 28 ~ 32 年	
就労支援事業による女性就職者数	1,131 人	5,900 人以上	市民局調べ

地域で活躍する女性の支援

<ねらい・内容>

- 大阪では、女性が地域活動に積極的に参加し活動の担い手となっており、また、他都市と比べて女性有業者に占める起業家の割合も高くなっているなど、女性のバイタリティが発揮された活動が培われてきています。今後とも、地域のさまざまな活動において女性の力は不可欠であり、現在、男性が中心となり担っているリーダー的役割を女性も積極的に担っていくなど、地域における女性の活躍の幅をさらに広げ、その能力やアイデア、感性を十二分に活かせるようにしていくことは、女性自身の自己実現の機会を広げるだけでなく、地域の活性化や魅力の向上にもつながります。
- 現在、他都市でも、地域で活躍する女性の支援に取り組んでいる事例はまだまだ少なく、今回、先駆的な事業として、地域で活躍する女性のチャレンジを支援する拠点を設け、地域で活躍し貢献したい女性を発掘、育成、支援するとともに、地域課題を解決するため起業したい女性等の支援も積極的に行っていきます。

<主な取組み>

- ・ 男女共同参画センターにおいて、地域の活動に参画し、活躍する女性を発掘、育成、支援する拠点となる「女性チャレンジ応援拠点」を運営します。
- ・ 地域で活躍している女性の情報を収集し、地域活動への参画をめざす女性のロールモデルとなる活動事例の情報発信や、地域活動において女性参画の意義・メリット等についての啓発を行い、地域活動参画への関心意欲を高めます。
- ・ 地域活動参画に関心・意欲のある女性への相談の対応や、地域で活躍している女性等の経験からノウハウ等を学べるワークショップ・交流会を開催します。
- ・ 身近な地域課題を解決するための事業等を始めたい女性への相談対応・情報提供を行うとともに、地域で活躍している女性や企業、NPO、大学、先輩起業家等との交流の場を提供する等、活動に必要なノウハウ等を習得できるよう取組みを進めます。
- ・ 起業に向けた相談やセミナーの開催、先輩起業家との交流の場づくりや女性起業家同士の情報共有のためのネットワークづくりへの支援を行います。
- ・ 地域で活躍している女性同士の情報交流の場を提供し、互いの活動の活性化を図るとともに、新たな活動を生み出すための人的ネットワークづくりの支援を行います。

<活動指標>

地域で活躍している女性の活動事例等の情報発信回数(情報誌、女性活躍Webサイト等を活用した情報発信回数)	平成 27 年	平成 28 ~ 32 年	市民局調べ
	5 回	30 回以上	
「女性チャレンジ応援拠点」の利用者数	平成 27 年	平成 28 ~ 32 年	市民局調べ
	—	4,000 人以上	
女性の起業に向けた相談件数	平成 27 年	平成 28 ~ 32 年	市民局調べ
	16 件	120 件以上	

保育サービスの充実

<ねらい・内容>

- 継続就業を希望する女性、また子育てを理由として離職した後、再び働きたいという希望をもちながら働けていない女性が多く存在する中で、子育て中の女性が実際に働くために求められているのが、保育所等への入所や病児・病後児保育等、必要な支援サービスが受けられることです。
- 大阪市においては、保育所の待機児童の解消に向け、積極的に取り組んできているところであり、子育て世帯の切実な希望をかなえ、男女がともに多様な生き方、働き方を選択できるよう、保育所等入所枠の拡大はもとより、病児・病後児保育、一時預かり、夜間保育等多様な保育ニーズへの対応などを拡充していきます。

<主な取組み>

- ・ 待機児童の解消に向け、保育所の整備（認定こども園含む）や小規模保育事業所等を増やすことにより入所枠の確保を図ります。
- ・ 病児・病後児保育、一時預かり、夜間保育など多様な保育サービスを行い、多様化する保育ニーズに対応するとともに、緊急時などに、就業の有無にかかわらず子どもを預けられる仕組みなど、多様なニーズにきめ細かく対応する支援を推進します。

<活動指標>

保育所等入所枠確保数	平成 27～31 年		大阪市こども・子育て支援計画
	保育所等入所枠を新たに 5,001 人分確保		
一時預かり事業	平成 27 年	平成 31 年	大阪市こども・子育て支援計画
	984,059 人/日	990,595 人/日	

仕事と家庭の両立に向けた意識改革の推進

<ねらい・内容>

- ワーク・ライフ・バランスの推進は、仕事を持つ人がやりがいや充実感をもって働き仕事の責任を果たしながら、家庭・地域生活などにおいても自分らしく暮らしていくために重要な取り組みであり、企業にとっても従業員の意欲や生産性の向上が期待できるものであり、ワーク・ライフ・バランスの意義、重要性について社会全体として広めていく必要があります。
- また、女性が活躍するには、男性の理解が不可欠であり、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を解消するとともに、男性自らが家事や子育て、介護、地域活動等に積極的に参画していく気運の醸成が求められます。一方、若い女性において「女性は家庭を優先すべき」と考える人も少なくなく、次代を担う若い世代が多様な生き方・働き方を選択していくことについて自覚し人生設計を行うようにしていく必要があります。
- 以上の状況をふまえ、大阪市として、経済団体や地域団体等とも連携し、官民あげて、広く企業、市民に、仕事と家庭の両立、ワーク・ライフ・バランスの意義、重要性について啓発を行っていきます。
- また、男性を対象に、家事・育児・介護等、地域活動への参画等を促すような啓発を展開するとともに、これから社会にでる若者を対象に、自らの生き方、働き方について主体的に考える機会の提供を行っていくなど、社会全体の意識の変革につながるよう効果的に取り組んでいきます。

<主な取り組み>

- ・ ワーク・ライフ・バランス推進の意義、重要性が広く社会的に認められるよう、さまざまな広報媒体を活用して官民連携・協働してキャンペーンを展開します。
- ・ 家事育児・介護等に男性も積極的に参画するよう、「イクメン」「カジダン」というキャッチフレーズや自ら行動を確認するイクメン・チェックシート等も活用しながら、男女共同参画センターの事業や地域のイベント等を通して男性への意識啓発に取り組みます。
- ・ これから就職しようとする若者に対し、大学等との連携を図りつつ、社会人との交流等を通じて、多様な働き方や仕事と家庭を両立すること等の意義について考えてもらう機会を提供し、自分にあった生き方、働き方を主体的に選択していくことを促します。

<活動指標>

「ワーク・ライフ・バランス」の意義、重要性についての啓発(情報誌、ホームページ等の活用やさまざまな団体と連携した啓発回数)	平成 28 年 9回	平成 29～32 年 年9回以上	市民局調べ
男性の意識啓発に向けたイベント等の参加者アンケートで、「男性も仕事と家庭を両立させ、家事・育児等に参画する必要がある」と答えた男性の割合	—	平成 32 年 70%以上	市民局調べ
大学生を対象とした啓発事業等の参加者アンケートで、「多様な働き方や仕事と家庭を両立させることの重要性について認識できた」と回答した人の割合	—	平成 32 年 70%以上	市民局調べ

第5章 計画の推進に向けて

本計画に基づき、目標とする男女共同参画社会の実現に向け、3つの施策分野にわたる広範な取組みを着実に推進し成果をあげていくため、計画推進に向けた体制や仕組みを以下のとおり設けます。

1 推進体制

(1) 庁内推進体制

- 男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ円滑に推進するため設置した「大阪市男女共同参画推進本部」及び、女性の活躍促進の取組み等について統括する「大阪市女性の活躍促進統括本部」を活用し、関係する部局の連携のもと施策の効果的な推進を図ります。

(2) 男女共同参画審議会

- 「大阪市男女共同参画推進条例」に基づき男女共同参画施策について調査審議するため設置した「大阪市男女共同参画審議会」において計画の推進に向けた意見を幅広く聴取し、施策のより効果的な展開に活かしていきます。

(3) 関係機関・団体等との連携強化

- 本計画に掲げた施策の推進にあたり大阪市の取組みだけでは限界があることから、関係行政機関、経済団体、地域団体等と相互に連携・協働を進め女性活躍の環境づくりを全体として加速していくため設置した「大阪女性きらめき応援会議」を活用するなど、関係機関・団体等との連携による一体的な取組みを強化・推進していきます。

2 拠点施設の活用

- 市内5カ所に設置された男女共同参画センターは、地域に根ざした男女共同参画施策推進の拠点としての役割を果たし、なかでも中央館は他の館を支援する基幹的機能を有する館としての機能も担い、男女共同参画に関する研修、情報提供、女性グループの自主的活動の場の提供、相談、調査研究等さまざまな事業を効果的・効率的に実施していきます。
- また、男女共同参画センターは、男女共同参画の視点から地域の防災・減災の推進にも寄与できるよう取り組みます。

3 計画の進捗管理・PDCAの推進

- 計画の効果的な進捗を図るため、年度ごとにPDCAサイクルを推進します。
 - 重点的取組み及び具体的取組みの各事業について所管する区・局において、毎年度、事業計画を作成します。(Plan)
 - 区・局において、事業計画に基づき所管事業を実施します。(Do)
 - 区・局において、所管事業の実施状況や活動指標の達成状況について自己評価を行い、本計画の進捗管理を行う市民局において、自己評価結果をもとに、計画の実施状況や各指標の達

成状況、改善に向けた課題等についてとりまとめます。その内容については、「大阪市男女共同参画審議会」において、男女共同参画施策の推進の観点から、外部の視点による検証・評価を行うとともに、計画の実施状況及び外部評価の結果は市民にわかりやすく公表します。

(Check)

外部評価の結果は区・局にフィードバックし、その後の事業の改善・実施や事業計画の検討・作成につなげます。(Action)

- ・ 計画最終年度の平成 32 年度には、5 年間の取組みによる計画の進捗について総括的に点検・評価を行います。
- ・ また、今後の外部環境の変化にも柔軟に対応していくことが必要であり、計画の実施状況もふまえて、必要に応じ、計画内容の見直しや改訂を行っていくようにします。

参 考 资 料

(写)

大市民第 774 号
平成 27 年 10 月 30 日

大阪市男女共同参画審議会会長 様

大阪市長 橋 下 徹

大阪市男女共同参画推進条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

諮問

大阪市における新たな男女共同参画基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

諮問趣旨

本市においては、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざして、「大阪市男女共同参画推進条例」を平成 15 年 1 月より施行し、条例に基づき策定した「大阪市男女共同参画基本計画」(平成 18 年度～27 年度)に沿って、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に展開してきました。

また、現役世代の活力の底上げと経済活性化につなげるため、女性が社会の様々な分野でその能力を十分に発揮し活躍できる都市をめざして、平成 26 年 11 月に「大阪市女性の活躍促進アクションプラン」(平成 26 年度～28 年度)を策定し、市の重点施策として女性の活躍促進に取り組んでいます。

結果として、社会の多くの分野で男女共同参画の視点を入れた取組や女性の参画が進むなど、一定の進展が見られるところです。しかしながら、指導的地位に女性の占める割合は依然として低く、固定的な性別役割分担意識も根強く残っているなど、引き続き一層の取組が必要です。また、今日的な社会情勢として、少子高齢化や単身・共働き世帯の増加等に伴う女性のライフスタイルの変化への対応はもとより、交際中の男女間の暴力等女性をめぐる暴力の増加・多様化や、東日本大震災の教訓をふまえ男女共同参画の視点を入れた防災・減災の推進といった新たな課題にも的確に対応していくことが必要となっています。

こうした状況のもと、平成 27 年度末で現行計画の期間が終了することから、条例に基づき平成 28 年度以降の新たな男女共同参画基本計画を策定する必要があります。また、新計画は、「大阪市女性の活躍促進アクションプラン」の取組を継承し発展させたものとするとともに、本年 8 月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する女性の職業生活における活躍推進に関する施策についての計画としても位置づけたいと考えています。さらには、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に規定する「DV防止基本計画」としても位置づけ策定する必要があります。

つきましては、男女共同参画社会の実現に向け、今後 5 年間に、大阪市が男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため講ずべき事項を定める新たな男女共同参画基本計画の策定にあたり、審議会のご意見を賜りたく諮問するものです。

大阪市男女共同参画審議会における審議経過

審議会	審議会専門調査部会
第29回 (平成27年10月30日)	<ul style="list-style-type: none"> ・「新たな男女共同参画基本計画の策定について(諮問) ・男女共同参画審議会専門調査部会の設置について
	<ul style="list-style-type: none"> ・専門調査部会の運営について ・現行計画の取組み状況について ・男女共同参画に関する社会情勢等について
	第2回(平成28年2月16日)
	<ul style="list-style-type: none"> ・構成について ・現状と課題について ・基本方針について
	第3回(平成28年2月29日)
	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的取組みについて ・推進体制について
第30回(平成28年3月30日)	
<ul style="list-style-type: none"> ・専門調査部会経過報告について ・新たな男女共同参画基本計画の策定に向けた検討内容の中間集約 	
	第4回(平成28年5月6日)
	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市における特徴的事項について ・成果指標について ・基本的方向と具体的取組みについて
	第5回(平成28年8月9日)
	<ul style="list-style-type: none"> ・部会答申案について
第31回(平成28年9月8日)	
<ul style="list-style-type: none"> ・答申案について 	

大阪市男女共同参画審議会委員名簿

(五十音順)

委員名	役職等
いじり まさゆき 井尻 雅之	日本労働組合総連合会大阪府連合会 副事務局長
おおた まさや 太田 晶也	市会議員
かわぐち あきら 川口 章	同志社大学政策学部 教授
かんなん まさひろ 河南 昌宏	公募委員
さかもと まり 坂本 真理	公募委員
さとう ゆみこ 佐藤 友美子	追手門学院大学地域創造学部 教授 兼 追手門学院成熟社会 研究所 所長
しげの ゆきこ 滋野 由紀子	大阪市立大学大学院経済学研究科 教授
しぶや もとひろ 渋谷 元宏	弁護士
たが ふとし 多賀 太	関西大学文学部 教授
ともだ ひろこ 友田 尋子	甲南女子大学看護リハビリテーション学部 教授
はもたに たかし 鱧谷 貴 (H28.6.17 から) とみさか かずゆき 富阪 一之 (H28.6.16 まで)	大阪商工会議所人材開発部長
はやし なおこ 林 直子	グンゼ株式会社CSR推進室 室長 兼 人事・総務部女性きらきら 推進室 室長
まえだ ようこ 前田 葉子	大阪市地域女性団体協議会 副会長
みやわき のぞみ 宮脇 希	市会議員
やまもと ともこ 山本 智子	市会議員

:会長 :会長代理

大阪市男女共同参画審議会専門調査部会委員名簿

平成 27 年 12 月 14 日 現在

(五十音順)

委員名	役職等
かわぐち あきら 川口 章	同志社大学政策学部 教授
しげの ゆきこ 滋野 由紀子	大阪市立大学大学院経済学研究科 教授
しぶや もとひろ 渋谷 元宏	弁護士
たが ふとし 多賀 太	関西大学文学部 教授
ともだ ひろこ 友田 尋子	甲南女子大学看護リハビリテーション学部 教授

： 部会長 ： 部会長代理

大阪市の男女共同参画施策のあゆみ

西暦 (年号)	国連の動き	国の動き	大阪市の動き
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	・総理府に婦人問題企画推進本部設置 ・総理府に婦人問題企画推進会議設置	
1976年 (昭和51年)	・国際婦人の10年(～1985年)		
1977年 (昭和52年)		・「婦人の10年国内行動計画」策定	・大阪市婦人問題対策推進協議会設置 ・大阪市婦人問題懇話会設置
1979年 (昭和54年)	・第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		
1981年 (昭和56年)		・「国内行動計画後期重点目標」策定	
1983年 (昭和58年)			・「大阪市婦人施策に関する基本計画」(1983～1992)策定
1985年 (昭和60年)	・国連婦人の10年最終年世界会議(ナイロビ)・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法」改正 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画 男女共同参画型社会の形成をめざす」策定	
1988年 (昭和63年)			・教育委員会社会教育部婦人教育課廃止、市民局生活文化部婦人対策課設置
1990年 (平成2年)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」に関する第1回見直しと評価に伴う勧告」を採択		・「大阪市女性施策に関する基本計画」改定(見直しと拡充)
1991年 (平成3年)		・「育児休業法」(対象が男女、全事業所に拡大)公布	
1992年 (平成4年)		・「育児休業法」施行	・婦人対策課から市民局生活文化部女性施策推進課に名称変更 ・第1期ウイメンズパネル発足(以後2年ごとに第6期まで実施)
1993年 (平成5年)	・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「男女共同参画社会づくりに関する推進体制の整備について」決定	・「第2次大阪市女性施策に関する基本計画」策定(男女が共に生きる社会活動の拠点としての「女性いきいきセンター」整備) ・市立女性いきいきセンター北部館(クレオ大阪北)開館 ・大阪市女性顕彰事業(男女共同参画顕彰事業)「きらめき賞」創設
1994年 (平成6年)		・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会(政令)、男女共同参画推進本部設置	・市立女性いきいきセンター西部館(クレオ大阪西)開館
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議(北京)・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」の改正・介護休業制度法制化	

西暦 (年号)	国連の動き	国の動き	大阪市の動き
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国の審議会等における女性委員の登用について」決定 ・男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョン-21世紀の新たな価値の創造」 ・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定(男女共同参画社会の実現が新たな目標として設定され、女性施策が大きな転換期を迎えた) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市立女性いきいきセンター南部館(クレオ大阪南)開館
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画審議会」(法律)設置 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布 	
1998年 (平成10年)			<ul style="list-style-type: none"> ・第2次女性施策基本計画を見直し「大阪市男女共同参画プラン」策定 ・市立女性いきいきセンター東部館(クレオ大阪東)開館
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「育児・介護休業法」施行 	
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1次男女共同参画基本計画」決定 ・「ストーカー防止法」施行 	
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に男女共同参画会議、男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人会館事業終了、貸館は9月末まで実施 ・女性施策推進課から市民局市民活動推進部男女共同参画課に名称変更 ・市立女性いきいきセンターの名称を男女共同参画センターへ、女性問題懇話会を男女共同参画懇話会へ、女性施策推進協議会を男女共同参画協議会へ改称 ・市立男女共同参画センター中央館(クレオ大阪中央)開館
2002年 (平成14年)			<ul style="list-style-type: none"> ・国の男女共同参画基本計画策定を受けて「大阪市男女共同参画プラン」改訂 ・DV施策ネットワーク会議設置 ・「大阪市男女共同参画推進条例」公布
2003年 (平成15年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市男女共同参画推進条例」施行 ・大阪市男女共同参画推進本部設置(協議会を改称) ・「大阪市男女共同参画施策苦情処理制度」創設 ・大阪市男女共同参画審議会設置
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画企業顕彰「きらめき企業賞」創設
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」閣僚級会合)(ニューヨーク)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次男女共同参画基本計画」策定 	

西暦 (年号)	国連の動き	国の動き	大阪市の動き
2006年 (平成18年)		・「男女雇用機会均等法」改正	・「大阪市男女共同参画基本計画- 大阪市男女 きらめき計画」策定 ・男女共同参画センターに指定管理者制度導入
2007年 (平成19年)		・官民トップ会議「仕事と生活の調和(ワーク・ライ フ・バランス)憲章」「行動指針」策定	
2008年 (平成20年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律」一部改正法施行	
2009年 (平成21年)	・女子差別撤廃委員会最終見解	・「育児・介護休業法」改正(介護休暇制度創設 等)	
2010年 (平成22年)	・国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	・「第3次男女共同参画基本計画」策定	・男女共同参画審議会答申「男女共同参画基本計画後半 期の重点的取組みについての基本的考え方」
2011年 (平成23年)	・UN Women 正式発足		・「大阪市男女共同参画基本計画(改訂)」策定 ・大阪市配偶者暴力相談支援センター開設
2012年 (平成24年)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェ ンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	
2013年 (平成25年)		・「日本再興戦略」(2013～2015)(閣議決定)の中核に「女 性の活躍推進」が位置づけられる ・「待機児童解消加速化プラン」策定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関す る法律」改正(平成26年1月施行)	・市民部男女共同参画課からダイバーシティ推進室男女共 同参画課へ組織改正 ・「女性の活躍促進プロジェクトチーム」設置
2014年 (平成26年)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェ ンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	・内閣官房「すべての女性が輝く政策パッケージ」決定 ・すべての女性が輝く社会づくり本部設置	・「大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証事業」運用 開始 ・「大阪市女性の活躍促進アクションプラン」策定
2015年 (平成27年)	・第59回国連婦人の地位委員会・北京+20記念会合 (ニューヨーク) ・第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 ・女性差別撤廃委員会から「総括所見」	・「少子化社会対策大綱」閣議決定 ・内閣官房「女性活躍加速のための重点方針2015」決定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女 性活躍推進法)公布 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定	・市長を本部長とする女性の活躍促進統括本部設置
2016年 (平成28年)		・「改正育児・介護休業法」成立 ・「女性活躍推進法」完全施行 ・内閣官房「女性活躍加速のための重点方針2016」決定	・大阪市女性きらめき応援会議設置 ・「大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定(基本目標 の一つに「若者・女性が活躍できる社会をつくる」を位置付 け) ・大阪市ワーク・ライフ・バランス推進月間実施 ・大阪市男女共同参画審議会答申「大阪市における新た な男女共同参画基本計画の策定について」

男女共同参画社会基本法

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければ

ならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な

措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期) 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることが

できる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別

に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
- (基準に適合する一般事業主の認定)

- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に

基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。
（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。
（情報の収集、整理及び提供）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
（協議会）

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六条 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処

- する。
- 第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
 - 二 第二十四条の規定に違反した者
- 第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
 - 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
 - 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者
- 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十条第二項の規定に違反した者
 - 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十六年法律第二十八号

目次

前文

第一章総則（第一条・第二条）

第一章の二基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章配偶者暴力相談支援センター等（第三条 第五条）

第三章被害者の保護（第六条 第九条の二）

第四章保護命令（第十条 第二十二條）

第五章雑則（第二十三条 第二十八条）

第五章の二補則（第二十八条の二）

第六章罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である

女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。

このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを
含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項に
おいて「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基
本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければ
ならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町
村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長
に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
い。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者
の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)
を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勧告して、当
該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計
画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞な
く、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要
な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配
偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターと
しての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務

を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- （婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九

年法律第百六十二号) 警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた

日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

い。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項

(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。))第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。))第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。))があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

大阪市男女共同参画推進条例

平成14年12月4日公布

大阪市条例第74号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきており、また、大阪市においても、男女の人権尊重を基本とした様々な施策を実施してきたが、社会的につくられた性別の意識又は性別による固定的な役割分担に起因すると考えられる課題はなお残されている。

一方、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化等社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力ある社会を築いていくためにも、男女平等を基本として、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が強く求められている。

特に、多くの昼間人口を抱え、事業活動が活発に行われているとともに、多数の市民が活動している大阪市においては、市民、事業者等と協働して、男女共同参画社会の実現に向けた多様な施策を総合的に展開する必要がある。

ここに、大阪市は、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、本市、市民（本市の区域内に通勤し、又は通学する者を含む。以下同じ。）及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 本市における男女共同参画は、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われるべきものであること
- (2) 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮されるべきものであること

- (3) 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、本市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われるべきものであること
- (4) 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、地域等における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われるべきものであること
- (5) 男女共同参画の推進に当たっては、男女が、それぞれの身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されるべきものであること
- (6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われるべきものであること

(本市の責務)

第4条 本市は、基本理念にのっとり、国、他の地方公共団体その他の関係機関又は関係団体（以下「国等の関係機関」という。）との連携を図りながら、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するように努めるとともに、前条の規定により本市が実施する男女共同参画施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するように努めるとともに、第4条の規定により本市が実施する男女共同参画施策に協力するように努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント（職場その他の社会的関係において、性的な言動により当該言動を受けた個人の就業環境その他の生活環境を害すること又は性的な言動に対する当該個人の対応により当該個人にその労働条件等につき不利益を与えることをいう。）
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

(公衆に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、公衆に広く表示する情報が社会に及ぼす影響にかんがみ、当該情報において、性別による差別的取扱い又は異性に対する暴力的行為を助長する表現を行わないように配慮しなければならない。

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ大阪市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

5 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 本市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(広報活動等)

第11条 本市は、男女共同参画に関する市民等の理解を深めるため、広報活動、意識の啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画に関する教育及び学習の推進)

第12条 本市は、教育及び学習を通じて市民が男女共同参画に関する理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等が行う活動又は取組への支援)

第13条 本市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動又は取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情の申出の処理)

第14条 本市が実施する男女共同参画施策又は本市が実施するその他の施策で男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについて不服がある市民等は、市長に対し、苦情の申出をすることができる。

2 市長は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、大阪市男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）の意見を聴いた上で、速やかに当該苦情の申出を適切に処理するため必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理委員)

第15条 前条第1項の規定による苦情の申出について、市長の諮問に応じて意見を述べさせるため、苦情処理委員を置く。

2 苦情処理委員は、3人以内とし、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 苦情処理委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、苦情処理委員に関して必要な事項は、市長が定める。

(相談の処理)

第16条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因による人権侵害に関して相談を受けたときは、国等の関係機関との連携を図りながら、適切かつ迅速に処理するものとする。

(調査研究)

第17条 本市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼす要因についての調査その他の男女共同参画施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

2 事業者は、男女共同参画の推進に係る取組状況を把握するための調査に協力するように努めなければならない。

(実施状況等の公表)

第18条 市長は、毎年1回、男女共同参画施策の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。

(体制の整備等)

第19条 本市は、男女共同参画施策を総合的に推進するため必要な体制の整備に努めるとともに、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に実施するため必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(審議会)

第20条 第9条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による基本計画の策定又は変更について、市長の諮問に応じて調査審議するため、審議会を置く。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するとともに、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者、公募に応じた者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

6 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第9条、第14条、第15条及び第20条の規定の施行期日は、市長が定める。

第14条及び第15条の規定は、大阪市告示第626号により、平成15年7月1日から施行する。

第9条及び第20条の規定は、大阪市告示第796号により、平成15年8月20日から施行する。

語句・事業等の説明(50音順)

	説明
イクメン・カジダン・イクボス	<p>・イクメンとは、育児を積極的に率先して行なう男性、育児を楽しんで行う男性を意味する。</p> <p>・カジダンとは、家事を楽しみ、積極的に取り組む男性を意味する。</p> <p>・イクボスとは、従業員や部下のワーク・ライフ・バランスに配慮しながら組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司(経営者・管理職)を意味する。</p>
NPO	<p>NonProfitOrganizationの略で、市民が主体となって、継続的、自発的に市民公益活動を行うなど、さまざまな非営利活動を行う「民間非営利組織」のこと。</p> <p>非営利組織とは、株式会社などの営利企業と異なり、構成員への利益配当を目的としない組織であり、社会的な使命(ミッション)の実現をめざして活動する組織や団体のことをいう。特に、平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法(NPO法)により、特定非営利活動法人の認証を受けた団体が、NPO法人である。</p>
M字型カーブ	<p>女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に仕事をやめる女性が多く、子育てが一段落すると再び働き始めるという特徴があるためである。なお、海外の状況を見ると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。</p>
LGBT	<p>「L」はレズビアン(女性同性愛者)、「G」はゲイ(男性同性愛者)、「B」はバイセクシュアル(両性愛)、「T」はトランスジェンダーの頭文字をとった略語。トランスジェンダーは、生まれたときに法律的、社会的に割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人(性同一性障がいも含む)のこと。性のあり方が多数派とは異なる面がある人々のことを総称して性的少数者という。</p>
エンパワメント	<p>力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。</p>
「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証事業	<p>「意欲のある女性が活躍し続けられる組織づくり」「仕事と生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)支援」「男性の育児や家事、地域活動への参画支援」について積極的に推進する大阪市内の企業等を、本市が一定の基準に則り認証し、その取組みが広く普及することを目的としている。平成26年度から実施。</p>

	説明
大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略	我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正していくため、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立した。また、同年12月には、国において「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、地方においても平成27年度中に地方版の人口ビジョン及び総合戦略を策定することが求められ、大阪市においても、これらの動きに的確に対応していくため、人口の現状分析と将来展望を提示する「大阪市人口ビジョン」と、それを踏まえた5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をとりまとめる「大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。
キャリア教育	平成11年12月の中央教育審議会答申によると、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主観的に進路を選択する能力・態度を育てる教育をいう。
区政会議	各区の区政運営について、施策・事業の立案段階から意見を把握し、適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に係る意見を聴くことを目的として、区長が区民等その他の者を招集して開催する会議をいう。
固定的な性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めるのではなく、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
CB(コミュニティビジネス)/SB(ソーシャルビジネス)	コミュニティビジネス(CB)/ソーシャルビジネス(SB)とは、地域の資源(ヒト・モノ・カネ・情報)を活かして、地域や社会が抱える様々な課題を地域の住民が主体となってビジネスの手法で課題解決に取り組むもので、地域の活性化や雇用の創出に寄与する地域貢献型のビジネス。事業主体は、地域団体、NPO法人、企業、協同組合、グループ、個人などさまざまである。
しごと情報ひろばマザーズ	大阪市が設置している職業相談・紹介施設「しごと情報ひろば」の一つで、マザーズでは、女性を対象として、職業紹介はもとより、キャリア相談、保育サポートブックの提供、各種セミナーなどの能力開発、女性問題相談にも対応。仕事とプライベートを両立しやすい求人情報の提供や、特に支援が必要な方に対しては、必要に応じて、希望や条件に沿える求人開拓も実施。
仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランス	仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいう。平成19年、政府の関係閣僚、経済界、労働界、地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、平成22年6月には、一層の取組みの決意を表明するため、政労使トップによる合意が結ばれた。
周産期	周産期とは妊娠22週から出生後7日未満のことをいう。周産期医療とは周産期に関する医療であり、周産期母子医療センターの整備等により、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の提供を推進している。

	説明
シルバー人材センター	高齢者を対象に雇用関係を結ばずに、地域に密着した臨時的・短期的な仕事を有償で請負い、これを会員に提供し、就労の実績に応じて「配分金」を支払い、就業を通じての高齢者のいきがいくつくり・社会参加を進めている。
スクールソーシャルワーカー	学校での困りごとを抱えている子どもと家族を支えるための専門職。社会福祉士や精神保健福祉士といった「福祉」についての専門資格を持っている人が多い。
ストーカー行為	「ストーカー行為」とは、恋愛感情などの好意の感情、その感情が満たされなかったことへの怨みなどの感情を充足させる目的で、相手や相手の配偶者・親族などつきまとい等の行為を繰り返し行うこと。ストーカー事件の多発を受け、平成12年「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行された。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人が契約等の法律行為ができるよう、保護・支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の2つがある。
セクシュアル・ハラスメント	職場や学校などで相手の意に反した性的な発言や行動を行い、周囲に不快感を与えることをいう。 職場では、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいう。また、学校では、相手の意に反した性的な言動を行うことにより、学習意欲の低下や喪失を招くなど、学校生活を送る上で不利益を与えたり、学習環境を悪化させることをいう。
SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
地域活動協議会	おおむね小学校区を範囲として、地域団体やNPO、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、さまざまな分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための仕組み。
地域包括支援センター	地域で暮らす高齢者の方々が住み慣れたまちで安心してその人らしい生活が続けられるよう、さまざまな関係機関と協力しながら、高齢者の方々を支援する機関。
DV(ドメスティック・バイオレンス)	夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。その中でも交際相手からの暴力を「デートDV」とよんでいる。 こどもの前で、親がパートナー(配偶者や同居人など)に暴力を振るうことを「面前DV」とよび、こどもに対する直接的な暴力こそないが、こどもの心に深い傷を残す恐れのある行為であり、こどもに対する心理的虐待の一つに挙げられる。
テレワーク	従来の定まった場所で定められた時間働くという考え方から離れて、効率や成果が最も高まるような場所と時間を選択して、ICTを活用して仕事をすること。
認定こども園	集団活動・異年齢交流に大切な子ども集団を保ち、すこやかな育ちを支援することを目的とし、就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に行い、地域の全ての子育て家庭を支援する施設。

	説明
バリアフリー	高齢者・障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方のこと。
PDCAサイクル	計画(Plan)を実行(Do)し、評価(Check)して、改善(Action)に結びつけ、その結果を次に生かすプロセスのことで、このプロセスを継続することによってより良い成果を上げることが期待できる。
病児・病後児(保育)	保育所に入所している子ども等が病気、病気の回復期で、保育所等での集団保育が困難で、保護者が勤務等の都合により、家庭で保育ができない時、保育所に代わって昼間預かる保育のこと。
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
ロールモデル	将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考にする役割モデルのこと。